## ~事件 その 4: 信仰をめぐる争い~

## く明らかな事実>

Y は、S 市に住む男性(52 歳)である。Y は、自然信仰の犬神教の信者であり、教団が所有する犬神寺に住み込んで働いている。

大神教は、S 市に隣接する T 市において約90年前に興った新興宗教・大猫教の信者の一派が、開祖 A を中心として、約25年前に大猫教から独立したものである。独立した当初は、大神教の信者と大猫教の信者には対立が見られたものの、10年ほど前から関係の改善が図られ、信者同士の交流なども盛んに行なわれるようになっている。

2年前に、大神教の開祖である住職 A が死去すると、A の下で副住職を務めていた Y は、A から「大神血脈継承の秘儀」を受けたのは Y であり、Y が新住職であると主張するようになった。 Y は、従来から、信者の獲得などの観点から、大猫教と合流することが望ましいと考えており、A が死去した直後から、大猫教の本部から派遣された信者を大神寺に住み込ませるなど、大猫教との合流を画策するようになった。

しかし、犬神教の信者には、大猫教の教義との間に隔たりがあるとして合流に批判的な者も少なくなく、Yの動きを察した一部の信者たちは、新住職を自分たちで選任したいと考えるようになった。そこで、10名の信者が発起人となり、全信者約300名による集会を開くことを提案した。これに対して、Yは、Aの継承者は自らなのであって、全信者による集会など認められないと主張した。

1年半前、発起人は、Yの承諾を得ることなく、犬神教の全信者に対して新住職を決めるための集会を開く旨の通知を行ない、集会を開催した。集会には、約180名の信者が参加し、X(男性・55歳)を新住職に選任するという発起人の提案を拍手で承認した。集会の後、Xは、自らが信者に選ばれた新住職であると主張し、集会に参加した信者を中心として、教団の活動を行なうようになった。Yはこれを認めようとせず、反対に、Xは教義を曲解しようとする異端であると主張している。

大神教には、住職の選任方法に関する規定などは存在せず、Aが死去するまで住職の交代もなかったため、 先例も存在しない。ただ、数名の信者は、生前のAが、Aが亡くなった後の住職について「私に考えがある」 という趣旨の発言をしているのを聞いたことがある。

大神教の教団の財産としては、大神寺の土地と建物のほか、信者たちの出資が元手となった数千万程度の預金があり、いずれもYが中心となって管理している。

## <法律への手がかり>

キーワード:物権的請求権(返還請求権)、法律上の争訟、裁判を受ける権利

参照条文:裁判所法3条、憲法32条

## 参考文献

藤田尚則「宗教法人の代表役員の地位をめぐる紛争と司法権」長谷部恭男=石川健治=宍戸常寿編『憲法判例百選 II 〔第6版〕』(有斐閣・2013 年)408 頁

高橋宏志「審判権の限界」伊藤眞=山本和彦編『民事訴訟法の争点 ジュリスト増刊《新・法律学の争点シリーズ 4》』 (有斐閣・2009 年)298 頁

高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上〔第2版補訂版〕』(有斐閣・2013年) 330-342頁